(目的)

第1条 この告示は、原油価格・物価高騰の影響を受けている住民の生活支援及び地域経済への対策を講じて、誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつけることを目的として実施する、泉崎村地域経済支援事業(泉崎村地域商品券給付事業)について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 地域商品券 前条の目的を達成するために、泉崎村が給付する泉崎村地域商品券 (様式第1号) の文書をいう。
 - (2) 給付対象者 令和7年4月1日現在、泉崎村の住民基本台帳に登録されている全ての者をいう。
 - (3) 特定取引 地域商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
 - (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った地域商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

(地域商品券の給付等)

- 第3条 給付対象者に給付する地域商品券は、1人につき5千円(500円×10枚綴) とする。
- 2 地域商品券は、世帯主に対して送達等により給付する。その際は、ゆうパック等 到着したことを明らかにできる手段によるものとする。

(地域商品券の使用範囲等)

- 第4条 地域商品券は、泉崎村地域商品券取扱事業者として許可を受けた、事業者に おいてのみ使用することができる。
- 2 地域商品券の使用期限は、令和7年5月1日から令和7年7月31日までとする。
- 3 地域商品券の額面に満たない利用のときであっても、つり銭は支払わないものと する。
- 4 地域商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 地域商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することは できない。
 - (1) 国税、地方税、使用料等の租税公課
 - (2) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(電子タバコを含む。)ただし、泉崎村が地域商品券にプレミアム率等を設定しない場合はこの限りではない。※たばこ事業法で定められている定価販売と不当廉売の防止及び流通秩序・維持、販売許可小売店の保護のため。

- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払
- (6) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払するもの
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) その他、特定事業者が指定するもの
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(取扱事業者の申請及び登録等)

- 第5条 取扱事業者の資格を有する者は、泉崎村内で事業を営み登録を受けた事業者 とする。
 - (1) 地域商品券の取扱いを希望する事業者は、泉崎村地域経済支援事業(地域商品券)取扱事業者登録申請書(以下「申請書」という。)(様式第2号)に必要事項を記入し、泉崎村長に提出しなければならない。
 - (2) 泉崎村長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を 行い、速やかに事業者の決定をし、泉崎村地域経済支援事業(地域商品券)取扱 事業者登録決定通知書(以下「決定通知書」という。) (様式第3号)により通 知する。

(取扱事業者の責務)

- 第6条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者が利用期間中に地域商品券を持参したときは、地域商品券額面分の販売、サービスの提供を行うこと。
 - (2) 泉崎村から登録時に配布されたポスターを消費者の見やすい場所に掲示すること。
 - (3) 利用者から受け取った地域商品券には、店舗名を必ず押印又は記入すること。
 - (4) 他店舗の押印又は記入済みの地域商品券は、受取を拒否すること。
 - (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに泉崎村に申し出ること。
 - (6) 地域商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
 - (7) 地域商品券を事業取引に利用することは禁止する。
 - (8) 泉崎村が本事業に関して調査等を行うときには、調査に協力すること。
 - (9) 本告示に定める規定及び泉崎村からの指示を厳守すること。

(取扱事業者資格の喪失等)

第7条 取扱事業者がこの告示の規定に違反する行為が認められる場合は、取扱事業者の取消及び損害金の請求等を行うことができる。

(損失等の責務)

第8条 利用者から受け取った地域商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱事業者の責務 とする。

(換金の手続)

第9条 泉崎村は取扱事業者から換金申請があった場合、次の書類を確認後受付し、

取扱事業者の指定する口座に振込まなければならない。

- (1) 地域商品券(裏面に事業者名を押印済みの商品券)
- (2) 泉崎村地域経済応援事業(地域商品券)換金請求書(様式第4号)
- 2 取扱事業者は、泉崎村に対し令和7年8月29日までに地域商品券の換金を申し出なければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、泉崎村長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年2月1日から施行する。
 - (泉崎村地域経済応援事業 [泉崎村地域商品券給付事業] 実施要綱の廃止)
- 2 泉崎村地域経済応援事業 [泉崎村地域商品券給付事業] 実施要綱 (令和6年泉崎村告示第25号) は、廃止する。